

○印西市市民参加条例（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（9） 審議会等 法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市の事務又は事業について、市民等の意見や専門的知識の反映のために、規則、要綱等により設置された機関をいう。

（市民参加の方法）

第 6 条 前条の規定により市が市民参加を求める場合の市民参加手続の方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その手続きによる。

（5） 審議会等手続

（審議会等手続）

第11条 市は、市の事務又は事業について、市民等の意見及び専門的知識の反映を図る場合は、審議会等を設置することができる。

2 市は、審議会等の設置及び運営において、委員を選任しようとする場合は、公募で行うよう努めるものとする。

3 市は、審議会等の構成員について、男女の比率、年齢、他の審議会等との重複、在任期間、地域性等を勘案し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

4 審議会等の会議等は、原則として公開とする。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合又は公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

5 市は、審議会等の会議を開催するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。

（1） 会議の名称

（2） 議題

（3） 開催日時

（4） 開催場所

（5） その他必要と認める事項

（委員会の設置）

第13条 この条例に基づく市民参加を適正に運用し、市民参加によるまちづくりを推進するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に意見を述べることができる。

（1） この条例の運用に関する事項

（2） この条例及び規則の見直しに関する事項

（3） 市民提案手続により提出された提案の取扱いに関する事項

(4) その他市民参加の推進に関する事項

3 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募で選出された市民

(2) 学識経験者

(3) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○印西市市民参加条例施行規則（抜粋）

（審議会等の委員の公募）

第9条 市民参加条例第11条第2項の規定による審議会等（以下「審議会等」という。）の委員（以下この条において「委員」という。）の公募を行うときは、次に掲げる事項を明記するものとする。

- （1） 目的又は趣旨
- （2） 応募資格
- （3） 募集人員
- （4） 任期
- （5） 応募方法
- （6） 選考方法
- （7） 問い合わせ先
- （8） その他必要な事項

2 委員の公募は、審議会等の委員応募申込書（別記第4号様式。以下この項において「様式」という。）により行う。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。

3 委員の公募期間は、公募受付の開始の日から起算して20日以上の間とする。

4 公募による委員の決定は、審議会等の設置の目的又は趣旨に合った選考により行い、その結果を応募者全員に書面で通知するものとする。

5 公募の結果、応募者が無い場合、選考基準に達する者がいない場合又は選考により募集人員を欠くこととなった場合は、市が別に定める方法により選任できるものとする。

（審議会等の委員の選任）

第10条 審議会等の委員を選考するに当たっては、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。

- （1） 年齢構成、地域性等を勘案し、公正かつ均衡のとれた委員構成に努めること。
- （2） 市議会議員及び市職員は、審議会等の性格を踏まえ、その必要性を明確にした上で選任すること。
- （3） 各審議会等の女性委員の比率が、3割以上になるよう努めること。

2 審議会等の委員のうち市民参加条例第2条第9号に定める附属機関（以下「附属機関」という。）の委員を選考するに当たっては、前項の事項に加え、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。

- （1） 既に設置されている他の附属機関の委員の職にある者は、委員に選任しないこと。
- （2） 同一の附属機関における委員の在任期間は、最初に委員として就任した日以後の在任期間が通算して6年を超えないこと。

3 法令、条例等の規定により特定の役職の者を充てることとされている場合

又は適任者が少なく他に選任する者がいない場合で、その者が欠けることにより会議の運営に著しく支障を及ぼすおそれがある場合には、前2項の規定を適用しないことができる。

(委員会の組織及び運営)

第15条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。